

船舶事故調査報告書

令和5年5月10日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	火災
発生日時	令和3年11月20日 22時00分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港西方沖 酒田灯台から真方位262°53.6海里（M）付近 （概位 北緯38°48.9′ 東経138°41.0′）
事故の概要	漁船第五十一八 ^{ほっこう} 紘丸は、漂泊中、停泊用発電装置付近から火災が発生した。
事故調査の経過	令和3年11月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五十一八紘丸、19トン AM2-5514（漁船登録番号）、個人所有 17.64m（Lr）×4.37m×1.73m、FRP ディーゼル機関、船内機、759.00kW、昭和61年4月 第212-7130号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年12月11日 免許証交付日 令和2年1月15日 （令和8年1月9日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	後部甲板及び船体上部構造物に焼損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約2.0m
事故の経過	本船は、船長及び技能実習生（以下「実習生」という。）2人（インドネシア共和国籍）が乗り組み、いか一本釣り漁業の操業を行う目的で、令和3年11月20日06時30分ごろ新潟県村上市岩船港を出港し、11時00分ごろ酒田港西方沖の漁場に到着した。 船長は、操業を開始し、16時00分ごろまで続けたものの、漁獲がなかったので操業を止め、翌日の明け方から再開することとし、パラシュート型シーアンカーを投入して漂泊した。

	<p>船長は、19時00分ごろ船内電源を主機駆動発電機から、ふだん、漂泊するときに使用している後部甲板右舷側に設置した発電装置に切り替えて主機を停止し、機関室及び停泊用発電装置（以下「発電装置」という。）の見回りを行わずに操舵室後方の船員室の寝台で就寝した。</p> <p>船長は、22時00分ごろ、発電装置から異音が聞こえたので、操舵室から機関室の囲い壁を通り、発電装置に向かっていたところ、船内電源が喪失したことに気付いた。</p> <p>船長は、その後、後部甲板上に下り、発電装置を確認したところ、白煙が立ち込めているとともに、炎が発生しているのを認め、後部甲板上に備え置いていた持ち運び式消火器で、その場に立って消火作業を始めたものの、煙を吸い込んで息苦しくなり、消火作業を中断して後部甲板上部の天井に上がった。</p> <p>船長は、後部甲板に下り、再度、発電装置を確認したところ、黒煙が立ち込めて炎が大きくなっているのを認めて危険を感じ、後部甲板下方の寝台で就寝中の実習生2人を起こし、3人でペットボトルに入れていた水を使って消火を試みたものの、火勢が更に増した。</p> <p>船長は、このまま本船にとどまると命に危険が及ぶと考え、実習生2人に退船するための救命筏^{いかだ}を準備させ、自身は操舵室に戻って漁業無線機と船舶電話で、本船の西方沖で操業していた僚船2隻に救助を依頼した。</p> <p>船長及び実習生2人は、22時30分ごろ救命筏に移乗して避難し、23時00分ごろ来援した僚船に救助された後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>本船は、21日02時00分ごろ到着した巡視船が、消火放水を継続して行ったものの、火勢が増長し、11時45分ごろ本事故発生場所付近で沈没した。</p> <p>船長及び実習生2人を救助した僚船は、21日07時45分ごろ酒田港に入港した。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、付図2 本船船体略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、操舵室前端から船尾端までの開口部をFRPで作製した板で囲い、発電装置を設置した天井に排気ファンを取り付けていた。</p> <p>本船の発電装置の周囲には、以前から漁具を入れたかご等を置いていたが、固縛していたので、これまで時化等の船体動揺により、それらのものが発電装置に接触したことはなく、それが原因でぼやを起こすことはなかった。</p> <p>本船の発電装置は、油漏れ等はなく、運転状況は良好であり、年に1回定期整備を行っていた。</p>

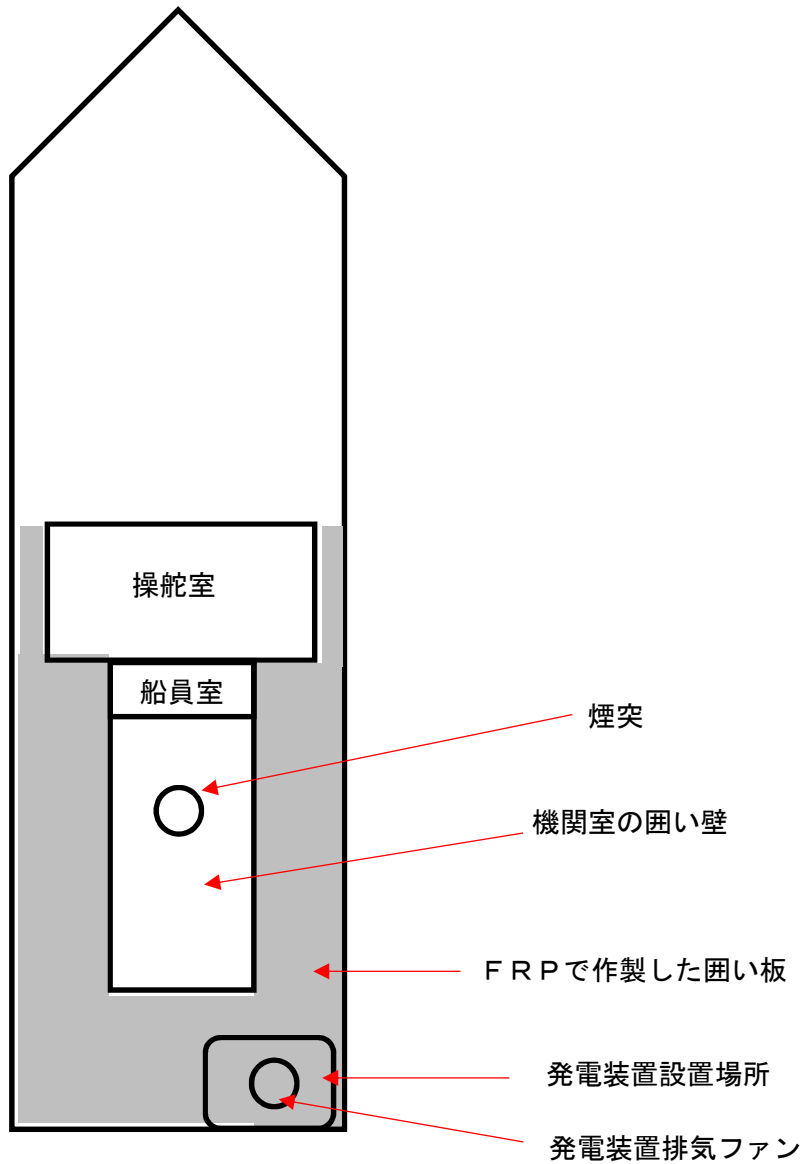
	<p>船長は、これまで就寝前に発電装置の見回りを行った際、実習生が、操業で濡れたカップを乾かすため、発電装置に干していたのを認めた際、機関室の手すりに干すよう指導していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、酒田港西方沖において漂流中、発電装置付近から出火し、火災が発生したものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が、発電装置付近から出火しているのを認めていたことから、発電装置付近に異状が発生して出火し、燃え広がった可能性があると考えられるが、本船が沈没したことから、出火に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、酒田港西方沖において漂流中、発電装置付近から出火したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、漂流中、就寝前に発電装置の周囲に可燃物がないか発電装置の見回りを励行すること。

付図1 事故発生場所概略図



(写真：海上保安庁提供)

付図2 本船船体略図



船首部及び前部甲板を除いた船体略図

